

# 投票所数を44↓15へ

## 再編する素案作成

### 合併後も同じ投票区

私たちが選挙で投票する際、投票区というものが定められています。投票区とは、投票日にどこの投票所で投票するかを定めたもので、市の現状は左のとおりです(数字は、平成24年12月16日執行した衆議院議員総選挙時のもの)。

これまで、市で行われた選挙は、合併前の旧町村の投票区をそのまま引き継ぎ、計44カ所を編成してきました。また、1投票区当たりの平均より少ない500人未満の投票区

### ■市内投票区の現状

▶各地区の投票区数

地区	投票区数
西根	22投票区(昭和41年～)
松尾	7投票区(昭和47年～)
安代	15投票区(昭和62年～)

### ▶選挙人名簿登録者数=計24,281人

有権者数	投票区数
1番少ない投票区	100人
1番多い投票区	2,534人
1投票区当たりの平均	552人
500人未満の投票区	26投票区

は、26投票区で、全体の約6割を占めています。

### 投票区・投票所の課題

これまでの投票区では、次のような課題や現状が見られます。

#### ①有権者数が少ない投票区

現在、一部の投票区では、人口減少に伴い、有権者数が減少。投票立会人の選任が困難となっている場所があります(グラフ1を参照)。

#### ②投票方法の変化

期日前投票者が増え、選挙当日に投票所で投票する有権者が少なくなっています(グラフ2を参照)。

#### ③環境が不十分な投票所施設

施設面では、「建物や駐車場が狭い」「バリアフリーの対応が不十分で、高齢者や障がい者が入場しやすい環境とはいえない」「老朽化している」といった課題があります。

### 見直しの目的と基準

これらの現状や課題を踏まえ、投票しやすい環境を考慮して再編した

市選挙管理委員会は、市民の皆さんが投票しやすい環境を整備するため、投票区・投票所の見直しを行い、その素案をまとめました。3月21日に全世帯に配布した「八幡平市投票区等見直し(素案)【概要版】」でもお知らせしていますが、4月11日(木)まで皆さんの意見(パブリックコメント)の募集を行っています。また、今後は説明会を開催し、皆さんからの幅広い意見を伺い、見直し案作成の参考にしていきます。

投票区の素案を表1に示します。再編の基準は、次の3つです。

①投票区の適正規模を有権者数1千人からおおむね3千人を基本とし、十分な会場面積や駐車スペースなどできる投票所とする。

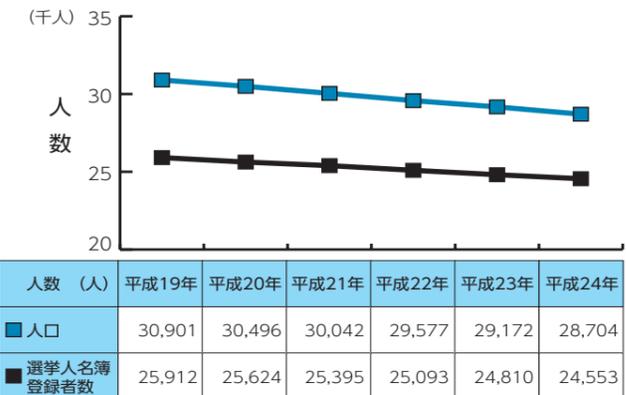
②投票区は、小学校区を基本とし、

統廃合された小学校がある場合は、統廃合前の小学校区も考慮する。

③投票所は、原則、学校、地区公民館などの公共施設、または公共施設とし、位置などの面で投票所として適当な施設とする。

14ヶからは、実施時期などについて説明します。

グラフ1 人口と選挙人名簿の登録者数



グラフ2 全体の投票率と期日前投票者数の割合

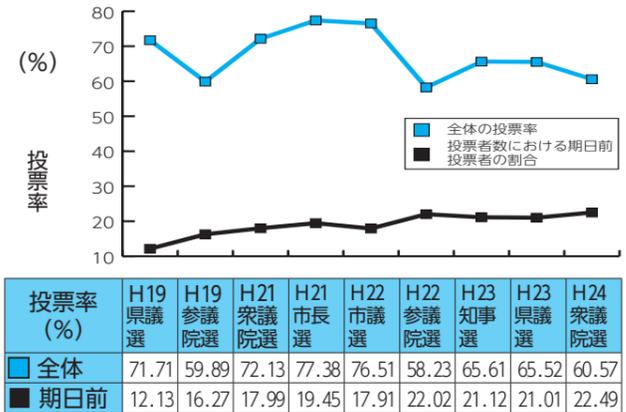


表1 現行の投票区と投票区見直し(素案)の一覧 (名簿登録者数は平成24年12月3日選挙時登録のもの)

現行			投票区見直し後			
投票区	投票所施設名	名簿登録者	投票区	投票所施設名	名簿登録者	備考
第1	大更公民館	2,534	第1	大更公民館	2,491	現行の第1の一部と第3、第7を統合
第3	両沼公民館	860				
第7	北村公民館	654	第2	大更小学校体育館	3,075	現行の第1の一部と第4、第6、第8を統合
第4	五百森公民館	579				
第6	山後公民館	317				
第8	松川公民館	622	第3	東大更小学校体育館	1,246	現行の第2、第5を統合
第2	山子沢地区転作研修センター	837				
第5	渋川小学校体育館	409	第4	田頭小学校体育館	2,061	現行の第9、第10、第11を統合
第9	中村地区集落センター	707				
第10	田頭公民館	703	第5	平笠小学校体育館	942	現行を維持
第11	川前公民館	651				
第12	平笠小学校体育館	942	第6	平館小学校体育館	2,523	現行の第13、第14、第15を統合
第13	平館体育館	1,860				
第14	笹目集会所	433				
第15	堀切児童館	230	第7	寺田小学校体育館	2,042	現行の第16、第17、第18、第19、第20、第21、第22を統合
第16	寺田柔剣道場	619				
第17	荒木田地域体育館	350				
第18	野口地区転作営農センター	236				
第19	若谷地野菜栽培管理センター	170				
第20	上関地区集落センター	408	第8	松野小学校体育館	2,495	現行の第23、第24、第25、第26を統合
第21	土沢地区集落センター	114				
第22	新田地区コミュニティセンター	145	第9	寄木小学校体育館	1,820	現行の第27、第28を統合
第23	松尾地区公民館時森分館	514				
第24	松尾地区公民館谷地中分館	229	第10	松尾地区公民館柏台分館	1,098	現行を維持
第25	松野小学校体育館	1,547				
第26	松尾地区公民館中沢分館	205	第11	畑生活改善センター	797	現行の第30、第31、第32を統合
第27	寄木小学校体育館	1,476				
第28	松尾地区公民館上寄木分館	344	第12	安代地区体育館	1,721	現行の第33、第34、第35、第37を統合
第29	松尾地区公民館柏台分館	1,098				
第30	細野地区農村婦人の家	247	第13	浅沢神楽伝承館	408	※検討期間の設置
第31	畑生活改善センター	378				
第32	小屋畑公民館	172	第14	田山小学校体育館	1,277	現行の第38、第39、第40、第41、第42を統合
第33	中央生活改善センター	991				
第34	曲田公民館	160	第15	館市生活改善センター	285	第43、第44を統合 ※検討期間の設置
第35	五日市生活改善センター	439				
第37	目名市公民館	131	合計		24,281	
第36	浅沢神楽伝承館	408				
第38	苗代沢農村総合管理施設	100				
第39	田山公民館	589				
第40	平又長者前公民館	110				
第41	折壁自治公民館	328				
第42	日泥公民館	150				
第43	館市生活改善センター	180				
第44	兄川公民館	105				
合計		24,281				

※3月21日に配布した「八幡平市投票区等見直し(素案)【概要版】」の第2、3、5、6、7、8投票区の名簿登録者数に誤りがありました。お詫びして訂正します。

■市民説明会の会場と日程

※全会場とも午後7時から

回	現在の投票所	説明会会場	期日
1	大更公民館の一部（駅前一区、上町、仲町）、両沼公民館、北村公民館	大更公民館	4月10日(水)
2	大更公民館の一部（駅前二区、下町）、五百森公民館、山後公民館、松川公民館	大更公民館	4月11日(木)
3	平館体育館、笹目集会所、堀切児童館	平館公民館	4月13日(土)
4	山子沢地区転作研修センター、渋川小学校体育館	山子沢地区転作研修センター	4月15日(月)
5	中村地区集落センター、田頭公民館、川前公民館 平笠小学校体育館	田頭公民館	4月16日(火)
6	松尾地区公民館時森分館、松尾地区公民館谷地中分館、松野小学校体育館、松尾地区公民館中沢分館	松尾地区公民館	4月17日(水)
7	寄木小学校体育館、松尾地区公民館上寄木分館 松尾地区公民館柏台分館	松尾地区公民館	4月18日(木)
8	寺田柔剣道場、荒木田地域体育館、野口地区転作営農センター、若谷地野菜栽培管理センター、上関地区集落センター、土沢地区集落センター、新田地区コミュニティセンター	寺田公民館	4月20日(土)
9	細野地区農村婦人の家、畑生活改善センター、小屋畑公民館	畑生活改善センター	4月22日(月)
10	中央生活改善センター、曲田公民館、五日市生活改善センター、目名市公民館	安代地区公民館	4月23日(火)
11	浅沢神楽伝承館	浅沢神楽伝承館	4月24日(水)
12	苗代沢農村総合管理施設、田山公民館、平又長者前公民館、折壁自治公民館、日泥公民館	田山公民館	4月25日(木)
13	館市生活改善センター、兄川公民館	館市生活改善センター	4月30日(火)

皆さんの意見でよりよい選挙を

見直し(素案)への意見を募集中

市選挙管理委員会では、見直しにあたって皆さんからの「投票区等見直し(素案)」に対する意見を募集しています。

■資料の閲覧場所 市選挙管理委員会事務局(総務課内)、松尾総合支所地域振興課、安代総合支所地域振興課、市ホームページ

■受付期間 4月11日(木)まで

■提出方法 ①郵送(〒028-7192 大更35-62、市選挙管理委員会事務局)、②ファクス

(75-0469)、③電子メール(senkan@city.hachimantai.lg.jp)のいずれかで提出願います(様式は任意のもの)。 ※意見は、日本語で記入し、住所・氏名・電話番号を明記してください。これらの記入がない場合、提出意見書として取り扱いができません。

■意見の公表 提出された意見は、市選挙管理委員会の考え方を付記し、その内容を公表する予定です(氏名などは公表しません)。



表2 今後執行が予定されている選挙

区分	任期満了日	選挙名	前回選挙期日
現行	25年7月28日	参議院議員通常選挙	19年7月29日
	25年10月1日	市長選挙	21年9月27日
検討期間となる選挙	26年4月30日	市議会議員選挙	22年4月25日
	27年9月10日	知事・県議会議員選挙	23年9月11日

※第13投票区(浅沢神楽伝承館)と第15投票区(館市生活改善センター)は検討期間中の選挙の動向を検討して見直し

投票区と実施時期

投票区見直しの素案づくりでは、有権者数だけではなく、コミュニティや学校区といった地域のつながりを考慮し、検討を進めました。見直しの結果、現行投票所と見直し後の投票所までの距離が、6キロ以上離れている投票所(第13「浅沢神楽伝承館」・第15「館市生活改善センター」投票区)については、当面、検討期間を設けます。この2つの投票

所は、今後の期日前投票での投票率や有権者数の推移などを見ながら、見直しを進めていきます。

なお、見直し後の投票区は、25年10月1日の任期満了に伴い実施される市長選挙から適用する予定です。また、今後執行が予定されている選挙を表2に示します。

期日前投票所の拡充

投票率向上のため、期日前投票の拡充も併せて行っていきます。

これまで市内3カ所(西根地区市民センター、松尾・安代両総合支所)で開設していた期日前投票所に、大更、田頭、平館、寺田、柏台、田山地区を加え、市内全9カ所で期日前投票ができるようになります。

表3に、期日前投票所と開設日数の一覧を示します。新設される期日前投票所は、投票日の3日前から開設します。

交通手段を確保

見直しによる投票所が遠く、交通手段が無いという状況も考え、投票日、期日前投票ともに交通手段を準備します。

投票日には、これまでの投票所から見直し後の投票所まで、臨時バスを運行します。臨時バスは、午前3

表3 期日前投票所の会場と開設日数

施設名	選挙の区分と開設日数				
	市長、市議会	国民審査	県議会	衆議院	知事、参議院
【既】西根地区市民センター	6日	7日	8日	11日	16日
【既】松尾総合支所				7日	8日
【既】安代総合支所					
【新】大更公民館	3日				
【新】田頭公民館					
【新】平館公民館					
【新】寺田公民館					
【新】松尾地区公民館柏台分館					
【新】田山支所					

回、午後3回、計6回運行します。ただし、安全面を配慮して乗降場所は定められた所とします。また、期日前投票については、有権者が利用しやすいようにコミュニティバスの運賃を無料とします。コミュニティバスを運行しない投票日前日の土曜日は、無料の臨時バスを期日前投票所まで1日1回程度運行します。

その他の見直しの内容

その他の選挙区見直し(素案)の内容は次のとおりです。

▼バーコードリーダーによる投票受け付けを全投票所に導入

▼投票区ごとに地元の投票管理者・事務従事者を配置するとともに、イベントの開催、災害時に対応できる人員を確保

▼ポスター掲示場の見直しも同時に行い、現在306カ所あるポスター掲示場を130カ所程度に削減、掲示場の設置場所も併せて見直し

▼国の委託費削減に対応して選挙執行経費の支出を抑え、市長選挙、市議会議員選挙などが主体の選挙執行費用の支出を抑制

次のページには、今後、開催を予定している説明会の日程と会場を掲載します。

詳しくは、市選挙管理委員会事務局(☎内線1226)まで。



バーコードリーダーにより受け付けが効率化